



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○船員法施行規則の一部を改正する省令(国土交通二二)

〔告示〕

○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件

(消費者庁・厚生労働一)

○興行場営業の振興指針の全部を改正する件(厚生労働五一)

○旅館業の振興指針の全部を改正する件(同五一)

○浴場業の振興指針の全部を改正する件(同五三)

○飲食店営業(めん類)の振興指針の全部を改正する件(同五四)

○航海当直基準の一部を改正する告示(国土交通二三五)

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

四〇

三六

三三

三二

三五

三八

一

特殊法人等

工事一部完了(東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社) 関

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

六七

省令

○国土交通省令第十二号

船員法(昭和二十二年法律第百号)第十四条の四の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(航海当直の実施) 第三条の五 (略)</p> <p>② 前項第二号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、当該者が酒気を帯びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。</p> <p>(航海当直部員を乗り組ませるべき船舶) 第七十六条 法第七十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、第三条の五第一項各号に掲げる船舶以外の船舶及び同項第一号に掲げる船舶であつて総トン数七百トン以上の船舶とする。</p>	<p>(航海当直の実施) 第三条の五 (略) (新設)</p> <p>(航海当直部員を乗り組ませるべき船舶) 第七十六条 法第七十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、第三条の五各号に掲げる船舶以外の船舶及び同条第一号に掲げる船舶であつて総トン数七百トン以上の船舶とする。</p>

附則
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

告示

○消費者庁告示第一号

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十二條第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成十五年厚生労働省告示第三百一号)の一部を次の表のように改正し、改正法の施行の日(令和二年六月一日)から適用する。

令和二年二月五日

消費者庁長官 伊藤 明子
厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

目次

目次

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

第五 食品等事業者自ら実施する衛生管理に関する事項

第五 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項

第六 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項

第六 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担

行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担

食品の安全性の確保に関しては、国及び都道府県等が監視指導その他の様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有するもの、食品の安全性はこうした行政の施策のみにより実現されるものではなく、食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号。以下「基本法」という。)第八条第一項に規定されているとおり、食品等の生産、輸入、販売等に携わる食品関連事業者が、消費者に食品等を供給する者として、食品の安全性を確保する第一義的責任を有している。

食品の安全性の確保に関しては、国及び都道府県等が監視指導その他の様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有するもの、食品の安全性はこうした行政の施策のみにより実現されるものではなく、食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号。以下「基本法」という。)第八条第一項に規定されているとおり、食品等の生産、製造、加工、輸入、販売等に携わる食品関連事業者が、消費者に食品等を供給する者として、食品の安全性を確保する第一義的責任を有している。

加えて、食品等事業者(法第二条第一項に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。)については、法第三条に規定されているとおり、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保存等の努力義務を有している。さらに、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)により、法第五十条の二第二項、並に畜場法第六条第二項及び第九条第二項、並

加えて、食品等事業者(法第三条第一項に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。)については、法第三条に規定されているとおり、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保存等の努力義務を有しており、その的確な実施が求められる。

に食品処理法第十一条第二項の規定に基づき公衆衛生上必要な措置(以下「HACCP」に沿った衛生管理」という。)が制度化された。HACCPに沿った衛生管理の制度化により、食品等事業者のうち、法第五十条の二第一項に規定する営業をする者(以下「営業者」という。)、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等並びに食品処理業者は衛生管理計画及び手帳書を作成し、当該衛生管理計画及び手帳書に沿った衛生管理の実施並びに衛生管理の実施状況に係る記録の作成及び保存が求められることとされ、衛生管理の実施に係る第一義的責任の内容が明確化された。

また、消費者も、家庭内での食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されている。こうした役割分担を前提として、国及び都道府県等は、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、監視指導を実施する。ただし、監視指導の国際的な整合性及び全国的な標準化を図る観点から、国は国際的な標準を踏まえて法第五十条の二第一項の規定に基づく基準を定めるとともに、同基準の具体的な運用についても継続的に検討する。また、特に同項第二号に規定する小規模な営業者その他の政令で定める営業者(第二の一及び第三の一の1において「小規模営業者等」という。)が円滑にHACCPに沿った衛生管理を実施し、かつ、都道府県等が標準化した監視指導を実施することを担保するため、国は手引書の整備を進める。

また、消費者も、家庭内での食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されている。こうした役割分担を前提として、国及び都道府県等は、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、監視指導を実施する。

また、消費者も、家庭内での食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されている。こうした役割分担を前提として、国及び都道府県等は、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、監視指導を実施する。

なお、平成十五年改正法により法第二条に明記されたとおり、国及び都道府県等は、監視指導の実施以外に、知識の普及、情報収集、検査能力の向上、人材育成等を実施する責務を有するとともに、食品衛生に関する施策についての情報及び意見の交換（リスコムユニケーション）の促進を図ることとされており、これらの着実な実施を図る。

二 監視指導に係る厚生労働省、消費者庁及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方

国内に流通する食品等の監視指導及び国内の食品等事業者に対する監視指導並びにと畜場法及び食品処理法に基づく監視指導は基本的に都道府県等が実施する。

一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、と畜場法第十四条第五項の規定により牛海綿状脳症に係る確認検査等のと畜検査の一部を実施する。なお、厚生労働省は登録検査機関（法第四条第九項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ）に対する監督を実施し、当該機関の製品検査に係る信頼性を確保する。

また、消費者庁は、法第十九条第一項の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の遵守並びに法第二十条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止（以下これを「食品表示関係規制」という）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める。

三・四 (略)

なお、平成十五年改正法により法第二条に明記されたとおり、国及び都道府県等は、監視指導の実施以外に、知識の普及、情報収集、検査能力の向上、人材育成等を実施する責務を有するとともに、食品衛生に関する施策についての情報及び意見の交換（リスコムユニケーション）の促進を図ることとされており、これらの着実な実施を図る。

二 監視指導に係る厚生労働省、消費者庁及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方

国内に流通する食品等の監視指導及び国内の食品等事業者に対する監視指導並びにと畜場法及び食品処理法に基づく監視指導は基本的に都道府県等が実施する。

一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、と畜場法第十四条第五項の規定により牛海綿状脳症に係る確認検査等のと畜検査の一部を実施する。また、法第十三条第一項の総合衛生管理検査過程に係る承認及び承認に付随する監視指導を実施する。なお、厚生労働省は登録検査機関（法第四条第九項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ）に対する監督を実施し、当該機関の製品検査に係る信頼性を確保する。

また、消費者庁は、法第十九条第一項の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた表示の基準（以下「食品表示基準」という）の遵守並びに法第二十条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止（以下これを「食品表示関係規制」という）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める。

三・四 (略)

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項

第一の二の役割分担により、厚生労働省及び都道府県等が監視指導を実施する。

厚生労働省は、輸入食品監視指導計画等に基づき必要な監視指導が実施できるよう、厚生労働省の検疫所及び地方厚生局の体制を整備するとともに食品衛生監視員等の人員の確保を図る。

都道府県等は、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき必要な監視指導が実施できるよう、保健所及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の試験検査実施機関の体制を整備するとともに、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の確保を図る。食品衛生監視員にあつては、小規模営業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるようきめ細かい指導を行う。と畜検査員にあつては、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。食鳥検査員にあつては、食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう食鳥処理業者（食鳥処理法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者を除く。）が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。

なお、食品衛生監視員にあつては、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号 第五の三において「令」という。）第一条に規定する材質の原材料に

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項

第一の二の役割分担により、厚生労働省及び都道府県等が監視指導を実施する。

厚生労働省は、輸入食品監視指導計画等に基づき必要な監視指導が実施できるよう、厚生労働省の検疫所及び地方厚生局の体制を整備するとともに食品衛生監視員等の人員の確保を図る。

都道府県等は、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき必要な監視指導が実施できるよう、保健所及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の試験検査実施機関の体制を整備するとともに、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の確保を図る。

なお、食品衛生監視員にあつては、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号 第五の三において「令」という。）第一条に規定する材質の原材料に

法第十八条第一項の規定に基づく規格に定められていない物質が含まれ、又は含まれるおそれのある器具又は容器包装を発見した場合は、当該物質に関する情報を厚生労働省に提供する。

二、五 (略)

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一 重点的に監視指導を実施すべき項目
次に掲げる事項を参考として重点的に監視指導を実施すべき項目を定め、監視指導計画に記載する。

1 一般的な共通事項

法第六条各号、法第十条及び法第十三条第三項に該当する食品等でないこと及び法第十二条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行うとともに、法第十三条第一項及び法第十八条第一項の規定に基づき定められた食品等の規格又は基準、法第十九条第一項の規定に基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の基準、法第五十条第一項の規定に基づき定められた基準、第五十条の二の規定に基づき定められた衛生管理の措置等並びに法第五十一条の規定に基づき定められた施設基準についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

加えて、食品表示基準（食品表示法

第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第五條第一項に定める事項に係るものに限る。）についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

二、五 (略)

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一 重点的に監視指導を実施すべき項目
次に掲げる事項を参考として重点的に監視指導を実施すべき項目を定め、監視指導計画に記載する。

1 一般的な共通事項

法第六条各号、法第九条及び法第十三条第三項に該当する食品等でないこと及び法第十条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行うとともに、法第十三条第一項及び法第十八条第一項の規定に基づく食品等の規格又は基準、法第十九条第一項の規定に基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の基準、法第五十条第一項及び第二項の規定に基づき定められた基準並びに法第五十一条の規定に基づき定められる施設基準についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

加えて、食品表示基準（食品表示法

第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第五條第一項に定める事項に係るものに限る。）についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

また、と畜場法第五条の規定に基づくと畜場の構造設備の基準、同法第六条の規定に基づき定められたと畜場の衛生管理の措置等及び同法第九条の規定に基づくと畜業者等の講ずべき衛生措置の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに食鳥処理法第十一条の規定に基づく衛生管理等の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、食鳥処理法第十五条の規定に基づき適切に食鳥検査を実施する。

食品の製造段階、加工段階及び調理段階における監視指導に当たっては、一般的衛生管理を実施するための衛生管理計画及び手順書並びに衛生管理の実施状況の記録について、営業者が適切に作成できるように指導するとともに、営業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容を確認する。特に、小規模営業者等については、HACCPに沿った衛生管理を実施することができよう、厚生労働省が内容を確認した手順書を用いて指導を行う。

なお、と畜検査員にあつてはと畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等、食鳥検査員にあつては食鳥処理業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容が科学的に妥当か検証を行う。特に、食鳥検査員にあつては、食鳥処理法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することができよう、厚生労働省が内容を確認した手順書を用いて指導を行う。また、食中毒予防の観点から、大規模調理施設（概ね同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食

また、と畜場法第五条の規定に基づくと畜場の構造設備の基準並びに同法第六条及び第九条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十一条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十五条の規定に基づき適切に食鳥検査を実施する。

製造段階、加工段階及び調理段階における監視指導に当たっては、一般的衛生管理の実施状況を確認し、その遵守を徹底するとともに、必要に応じ、危害分析とその発生防止措置の実施状況を確認する。また、食中毒予防の観点から、大規模調理施設（概ね同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上調理する食品等事業者の施設をいう。以下同じ）のほか、大規模調理施設に該当しないものであつても、病者、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施する。

以上調理する食品等事業者の施設をいう。以下この1において同じ。のほか、大規模調理施設に該当しないものであつても、病者、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施する。

二 (略)
三 施設への立入検査に関する事項

1 (略)
2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第五十一条の規定による施設基準の違反、法第十三条第一項の規定による製造基準の違反等の法の規定に違反している状況が発見した場合は、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であつて直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う。

法違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、法第五十四条、第五十五条又は第五十六条の規定に基づく処分を行う。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第六十三条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者(原則として当該違反により書面による行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。以下同じ)の対象となる者を含み、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く)の名称、対象食

2 (略)

三 施設への立入検査に関する事項

1 (略)
2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第五十一条の規定による施設基準の違反、法第十三条第一項の規定による製造基準の違反等の法の規定に違反している状況が発見した場合は、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であつて直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う。

法違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、法第五十四条、第五十五条又は第五十六条の規定に基づく処分を行う。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第六十三条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者(原則として当該違反により書面による行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。以下同じ)の対象となる者を含み、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く)の名称、対象食

品等、対象施設等を随時公表する。また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

四、六 (略)
七 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法第五十八条から第六十条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに関係通知に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。発生時の対策としては、必要に応じ、薬事監視、薬事監視、医療監視、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会が開催されたときは、当該協議会を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

さらに、事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、繰り返し食中毒を発生させる等の事案には、告発等の厳正な措置を講じる。

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況に関する食品等事業者及び住民への情報提供を図ることも重要である。

品等、対象施設等を随時公表する。また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

四、六 (略)
七 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法第五十八条から第六十条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに関係通知に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。発生時の対策としては、必要に応じ、薬事監視、医療監視、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会が開催されたときは、当該協議会を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況に関する食品等事業者及び住民への情報提供を図ることも重要である。

2 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応

法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等を含む食品等を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があつた場合は、必要に応じて医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者と連携し、同条第二項の規定に基づく厚生労働大臣への報告を行う。

なお、いわゆる健康食品（指定成分等を含む食品等を除く。）による健康被害発生時においても、関係通知に基づき、原因究明を迅速に行い、厚生労働省に対し、調査結果を遺漏なく報告するとともに、必要に応じて公表を行うことが必要である。

八・九 (略)

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

一・二 (略)

三 命令検査の実施及び二国間協議等の実施に関する事項

同一の輸出国や同一の製造者及び加工者から輸入される同一の食品等について残留農薬に係る基準違反等が二回以上発見される場合その他必要があると認めるときは、法第二十六条第三項に基づき輸入者に対して命令検査を実施させる。

また、必要に応じて、第三の一の及び二の項目について、輸入者による輸入届出、輸出国政府の発行する証明書、輸入時検査、輸入者からの報告徴収等により確認するとともに、違反の可能性や輸

なお、いわゆる健康食品による健康被害発生時においても、関係通知に基づき原因究明を迅速に行い、厚生労働省に対し、調査結果を遺漏なく報告するとともに、必要に応じて公表を行うことが必要である。

(新設)

八・九 (略)

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

一・二 (略)

三 命令検査の実施及び二国間協議等の実施に関する事項

同一の輸出国や同一の製造者及び加工者から輸入される同一の食品等について残留農薬に係る基準違反等が一回以上発見される場合その他必要があると認めるときは、法第二十六条第三項に基づき輸入者に対して命令検査を実施させる。

また、必要に応じて、第三の一の及び二の項目について、輸入者による輸入届出、輸出国政府の発行する証明書、輸入時検査、輸入者からの報告徴収等により確認するとともに、違反の可能性や輸

入量等を勘案して我が国の国民への健康影響上必要なものについては、積極的に輸出国政府との二国間協議、現地調査等により、輸出国の生産、製造、加工等の段階における食品衛生に係る取組の推進を求める。特に、法第九条第一項又は法第十七条第一項の規定に基づき必要と認めるときは、薬事・食品衛生審議会等の意見を聴いて、特定の食品等の輸入等の禁止を行う。

四 計画の実施状況の公表に関する事項

モニタリング検査、命令検査等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の監視指導の実施状況については、法第二十三条第四項の規定に基づき公表することとされているが、監視指導の実施状況の公表は、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスコムニケーション）の促進のために重要なものであることから、年度ごとの実施状況について取りまとめ、翌年度に公表する。また、年度途中の実施状況についても取りまとめり次第公表する。

五・六 (略)

第五 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項

法に食品等事業者の責務が明記されたこと及びHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、次に掲げる事項等自らが実施する衛生管理の向上のための取組を実施するよう、都道府県等は国内の製造者、加工者、販売者等の食品等事業者に対して、また、厚生労働省は輸入者に対して、必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら、指導を実施する。

実践する事項について、監視指導計画又は輸入食品監視指導計画（第六及び第七において「監視指導計画等」という。）に記載する。

入量等を勘案して我が国の国民への健康影響上必要なものについては、積極的に輸出国政府との二国間協議、現地調査等により、輸出国の生産、製造、加工等の段階における食品衛生に係る取組の推進を求める。特に、法第八条第一項又は法第十七条第一項の規定に基づき必要と認めるときは、薬事・食品衛生審議会等の意見を聴いて、特定の食品等の輸入等の禁止を行う。

四 計画の実施状況の公表に関する事項

モニタリング検査、命令検査等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の監視指導の実施状況については、法第二十三条第四項の規定に基づき公表することとされているが、監視指導の実施状況の公表は、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスコムニケーション）の促進のために重要なものであることから、年度ごとの実施状況の概要について翌年度の六月までに公表するほか、年度途中においても定期的に公表する。また、年度ごとの実施状況についても取りまとめり次第公表する。

五・六 (略)

第五 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項

法に食品等事業者の責務が明記されたことと踏まえ、次に掲げる事項等の自主的な衛生管理の向上のための取組を実施するよう、都道府県等は国内の製造者、加工者、販売者等の食品等事業者に対して、また、厚生労働省は輸入者に対して、必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら、指導を実施する。

実践する事項について、監視指導計画又は輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画等」という。）に記載する。

一 食品衛生管理者等の設置

食品衛生管理者については、平成十五年改正法により責務が追加されたことも踏まえ、適切にその職責が果たされるよう、講習会や情報提供を実施するとともに、営業者については、食品衛生管理者の意見を尊重する責務が追加されたことも踏まえて、その意識向上を図る。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第六十八号）により、原則として全ての営業者は食品衛生責任者を定めておくこととなったこと等を踏まえ、食品衛生責任者の養成を行う。営業者に対しては、食品衛生責任者に公衆衛生上必要な措置に関する基準に従い衛生管理に当たらせるとともに、食品衛生責任者の意見を尊重し、施設の衛生管理の向上に努めさせる。

なお、ふくの種類別の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者（以下「ふく処理者」という。）の要件を条例等に定めるとともに、ふくを処理する営業者に對して、ふく処理者又はその者の立会いの下に他の者にふくを処理することを徹底させる。

二 食品等事業者自ら実施する衛生管理の推進

食品等事業者の責務である自主検査、原材料の安全性確認等の実施を進めるとともに、記録の作成及び保存の推進を図る。

一 食品衛生管理者等の設置

営業者に対しては、法第四十八条第一項の規定に基づき食品衛生管理者を置かなければならない場合以外にあつても、その製造、加工、調理等を自主的に管理する者として、食品衛生に関して相当の知識を有する者をその食品衛生上の管理に責任を有する者として置くよう努めさせる。

また、食品衛生管理者については、平成十五年改正法により責務が追加されたことも踏まえ、適切にその職責が果たされるよう、講習会や情報提供を実施するとともに、営業者については、食品衛生管理者の意見を尊重する責務が追加されたことも踏まえて、その意識向上を図る。

二 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食品等事業者の責務である自主検査、原材料の安全性確認等の実施を進めるとともに、記録の作成及び保存の推進を図る。

また、衛生管理に係る基準、食品等の適正表示の実施、食品等に係る基準違反及び苦情の事例等についての講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を図る。

これらの事項を含め、食品等事業者自ら実施する衛生管理に関する取組を促進するため、食品衛生推進員その他の者による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を推進する。

あわせて、衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設を公表する等の取組を実施する。

三 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、業種別の講習会を開催する等の方法により支援する。

器具又は容器包装を製造する食品等事業者については、器具又は容器包装を製造するための一般的衛生管理を、器具又は容器包装を製造する営業者のうち、令

第一条に規定する材質の原材料が使用されたものを製造する営業者については、法第五十条の三第一項第一号に規定する製造管理基準に沿った衛生管理を適切に実施できるよう意識向上を図る。また、器具若しくは容器包装又はこれらの原材料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者が法第五十条の四の規定に基づく説明を円滑に実施できるよう意識向上を図る。

また、衛生管理に係る基準、食品等の適正表示の実施、食品等に係る基準違反及び苦情の事例等についての講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を図る。

これらの事項を含め、食品等事業者による食品衛生の向上に係る自主的な活動を促進するため、食品衛生推進員その他の者による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を推進する。

あわせて、衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設を公表するなど、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上を図るような取組を工夫して実施する。

三 製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進

製造及び加工者に対して、総合衛生管理製造過程の承認の対象となる食品の製造又は加工を行っていない者も含め、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の導入の推進を図るよう、講習会の実施等を通じて、普及及び啓発を図る。

四 輸入者自らが実施する衛生管理の推進

輸入者に対しては、厚生労働省において、第四の一の重点的に監視指導を実施すべき項目も踏まえて、自主検査を実施すべき事項、輸出国における生産、製造、加工等の食品供給行程(フードチェーン)の各段階の措置について確認すべき事項等について、講習会、輸入前指導、輸入届出時等において指導する。あわせて、食品衛生に關し相當の知識を有する者として食品衛生上の管理に責任を有する者を置くよう努めさせる。

第六 (略)

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

一 (略)

二 食品衛生管理者等の食品等事業者自身が実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

法の食品衛生管理者、と畜場法の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理法の食鳥処理衛生責任者については、各法令に基づき、厚生労働省、都道府県等又は登録養成施設若しくは登録養成講習会を実施する者により、適切に講習会等を実施するとともに、定期的にその再教育の実施を推進する。

法第五十一条の許可を要する営業が行われる施設の食品衛生責任者については、都道府県等が定期的に実施する講習会等を受講させ、食品衛生責任者に新たな知識の習得に努めさせる。また、同条の許可を要しない営業が行われる施設において営業を行う者についても、積極的に講習会等を受講させることを推進する。なお、かく処理者については、都道府県等がかくの種類を鑑別に關する知識、有毒部位を除去する技術等を確認するための試験を実施する。

四 輸入者への自主的な衛生管理の推進

輸入者に対しては、厚生労働省において、第四の一の重点的に監視指導を実施すべき項目も踏まえて、自主検査を実施すべき事項、輸出国における生産、製造、加工等の食品供給行程(フードチェーン)の各段階の措置について確認すべき事項等について、講習会又は輸入届出時において指導する。あわせて、食品衛生に關し相當の知識を有する者を自主的に食品衛生上の管理に責任を有する者として置くよう努めさせる。

第六 (略)

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

一 (略)

二 食品衛生管理者等の食品等事業者の自主的な衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

法の食品衛生管理者、と畜場法の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理法の食鳥処理衛生責任者については、各法令に基づき、厚生労働省、都道府県等又は登録養成施設若しくは登録養成講習会を実施する者により、適切に講習会等を実施するとともに、定期的にその再教育の実施を推進する。

また、法第三条第一項において、販売

食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得が求められていることを踏まえ、食品等事業者自らが行う食品安全に係る知識及び技術を有する者の養成及び資質の向上を推進する。

また、法第三条第一項において、販売

食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得が求められていることを踏まえ、食品等事業者自らが行う食品安全に係る知識及び技術を有する者の養成及び資質の向上を推進する。

〇厚生労働省告示第五十一号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十一年法律第百六十四号)第五十六条の二第一項の規定に基づき、興行場営業の振興指針(平成二十六年厚生労働省告示第七十六号)の全部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

興行場営業の振興指針

興行場営業の営業者(以下「営業者」という。)が、興行場法(昭和二十三年法律第137号)等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活のため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に關する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)第56条の2第1項に基づき、興行場営業の振興指針を定めたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合(生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。)等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に関するよう、実証的かつ政策的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び利用者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

なお、現時点においては、興行場の多くを映画館が占めているため、今回の指針では特に映画館を例に記述することとする。

第一 興行場営業を取り巻く状況

興行場営業の営業者の動向

興行場営業は、国民生活における身近な娯楽を提供するものとして、その地位を保ってきたところである。その施設数及び入場者数は、昭和30年代半ばのピーク時から平成7、8年頃にかけて、娯楽の多様化、テレビ、家庭用ビデオ、パーソナルコンピュータ、家庭用ゲーム機、衛星放送等の普及により、長期間減少傾向にあったが、近年、映画を中心とした話題作の増加、郊外地域を中心とした複数のスクリーンを有する映画館(以下「シネマコンプレックス」という。)の増加等により、スクリーン数は、平成20年末の3,359スクリーンから平成30年末には3,561スクリーンへと増加傾向にある。スクリーン数の増加は、シネマコンプレックスの増加によるところが大きく、5スクリーン以上を有するシネマコンプレックスのスクリーン数は10年前と比較して191スクリーンの増となっており、全スクリーン数の88%を占めるまでに至っている(一般社団法人日本映画製作者連盟の統計による)。他方、興行場(映画館)の許可を受けた施設数は、1,475施設(平成29年度末)であり、10年前と比較して286施設の減となっている(厚生労働省「衛生行政報告例」による)。

経営上の課題としては、(複数回答)「人件費の上昇」が49.8%(前回振興指針では記述なし)と最も多くあげられており、次いで、「人手不足・求人難」が44.9%(前回振興指針では記述なし)、「施設・設備の老朽化」が35.2%(前回振興指針では31.1%)、「光熱費の上昇」が30.0%(前回振興指針では27.2%)、「他経費の上昇」が26.8%(前回振興指針では記述なし)となっている(厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による)。